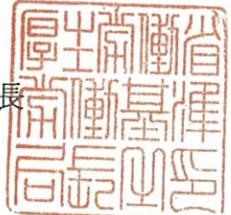


厚生労働省
基準局

基発第 0608002 号
平成 21 年 6 月 18 日

関係団体 各位

厚生労働省労働基準局長



防じんマスクに係る型式検定合格番号第 TM266 号
の型式検定合格証の失効について

下記の型式については、別添のとおり平成 21 年 6 月 8 日付で厚生労働大臣により型式検定合格証の失効が行われ、平成 21 年 6 月 18 日付で官報に公示しました。

これに伴い、当該型式の防じんマスクについては、今後、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条により譲渡等が禁止されることとなるので、その旨、会員事業場へ御周知していただくようお願いするとともに、失効以後においても当該型式の防じんマスクの譲渡等が行われている事実を発見した場合は、事務局まで通報していただくよう併せてお願いします。

記

- | | |
|------------|---|
| ・ 品 名 | 防じんマスク |
| ・ 型式の名称 | GK2200A1V |
| ・ 型式検定合格番号 | 第 TM266 号 |
| ・ 合格証の被交付者 | 三暉商事有限会社 |
| ・ 合格証の交付日 | 平成 17 年 5 月 6 日 |
| ・ 合格証の有効期限 | 平成 17 年 5 月 6 日から平成 22 年 5 月 5 日まで |
| ・ 型式検定申請者 | 三暉商事有限会社 |
| ・ 製 造 者 | Shanghai Gangkai Purifying Products Co., Ltd. |

担当事務局：厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室
TEL 03-5253-1111 (内線 5501) FAX 03-3502-1598

印刷集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 〔規則〕
- 人事院規則一〇一一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇一一二一〇）
 - 人事院規則一二一〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則（同二一〇一二八）
 - 〔告示〕
 - 原戸籍の一部が滅失した件（法務二八四、二八五）
 - 不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第二項の規定に基づき事務を指定する件（同二八六）
 - 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（同二八七）
 - 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国との間の書簡の交換に関する件（外務三三四）

- 〔規則〕
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一三）
 - 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（厚生労働三三〇）
 - 労働安全衛生法第四十四条の四第一号の規定により型式検定合格証の効力を失わせた件（同三三二）
 - 保安林の指定をする件（農林水産八二二八一九）
 - 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境三）
 - 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業二一〇）
 - 電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関を登録する件（同二一〇）
 - 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（国土交通六四三）
 - 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同六四四）

- 〔官庁報告〕
- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県
神奈川県 愛知県 三重県 大阪府
福岡県 横浜市 名古屋市 京都市
大阪市 堺市 福岡市
 - 〔皇室事項〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
 - 労 勵

- 〔官庁報告〕
- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県
神奈川県 愛知県 三重県 大阪府
福岡県 横浜市 名古屋市 京都市
大阪市 堺市 福岡市
 - 〔皇室事項〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
 - 労 勵

- 〔官庁報告〕
- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県
神奈川県 愛知県 三重県 大阪府
福岡県 横浜市 名古屋市 京都市
大阪市 堺市 福岡市
 - 〔皇室事項〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
 - 労 勵

- 〔官庁報告〕
- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県
神奈川県 愛知県 三重県 大阪府
福岡県 横浜市 名古屋市 京都市
大阪市 堺市 福岡市
 - 〔皇室事項〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
 - 労 勵

- 〔官庁報告〕
- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県
神奈川県 愛知県 三重県 大阪府
福岡県 横浜市 名古屋市 京都市
大阪市 堺市 福岡市
 - 〔皇室事項〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
 - 労 勵

- 〔官庁報告〕
- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県
神奈川県 愛知県 三重県 大阪府
福岡県 横浜市 名古屋市 京都市
大阪市 堺市 福岡市
 - 〔皇室事項〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
 - 労 勵

- 〔官庁報告〕
- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県
神奈川県 愛知県 三重県 大阪府
福岡県 横浜市 名古屋市 京都市
大阪市 堺市 福岡市
 - 〔皇室事項〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
 - 労 勵

- 〔官庁報告〕
- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県
神奈川県 愛知県 三重県 大阪府
福岡県 横浜市 名古屋市 京都市
大阪市 堺市 福岡市
 - 〔皇室事項〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
- 〔官庁報告〕
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
 - 労 勵

○法務省告示第二百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る店舗の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省告示第百四十五号）の一項を次のように改定する。

平成二十一年六月十八日

別表第一の専門学校穴吹デザインビューティカレッジ別表第一の新大阪予備校留学生科の中「新大阪予備校留学生科」を「新大阪外国語学院」に改め別表第五の四国国際学院の項の次に次のように加える。

法務大臣 森 英介

専門学校穴吹デザインビューティカレッジ

○外務省告示第三百二十四号

平成二十一年五月二十五日にビエニチヤンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要

の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実

施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 二億九千七百万円

3 贈与の供与期限 平成二十七年二月二十八日

まで

4 署名者

日本側 宮下正明在ラオス大使
ラオス側 ボンサワット・ブツバ外務副大臣

平成二十一年六月十八日

○外務省告示第三百二十五号 外務大臣 中曾根弘文

平成二十一年六月十八日

○外務省告示第三百二十六号

平成二十一年六月四日に北京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の書簡の交換

が中華人民共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実

施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 五億五千六百万円

3 贈与の供与期限 平成二十八年一月三十日

まで

4 署名者

日本側 審本雄二在中国大使
中国側 易小准商務部副部長

平成二十一年六月十八日

○財務省告示第十三号 外務大臣 中曾根弘文

平成二十一年六月十八日

○農林水産省告示第十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十一年九月三十日農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十一年九月三十日農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、同条の主旨大典の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

1 援助の目的及び内容 ウランバートル市高架橋設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

で、ウランバートル市高架橋建設計画のための贈

与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政

府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 ウランバートル市高架橋設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

で、ウランバートル市高架

橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

七年を超える八年以下	年一分七厘
八年を超える九年以下	年一分八厘
九年を超える十年以下	年一分九厘
十年を超える十二年以下	年一分半
十二年を超える十三年以下	年一分一厘
十三年を超える十五年以下	年二分一厘
十五年を超える十七年以下	年二分三厘
十七年を超える二十五年以下	年二分三厘五毛

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年一分五厘五毛
六年を超える七年以下	年一分六厘
七年を超える八年以下	年一分七厘五毛

第2を次のように改める。

第2 超期第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。

1 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であつて、以下のい

ずれかの型に適合するもの

(1) 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと

(2) 6週齢のニワトリにおける静脈内接種濃度原液指標（IVPI）が1.2以下であること

と

(3) HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザウイルスと類似の嗜好性アミノ酸の連続配列がないこと

2 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）であつて、その血清亜型がH1N1であるもの

3 H1N1であるもの

2 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）であつて、その血清亜型がH1N1であるもの

3 H1N1であるもの

○厚生労働省告示第二百三十一號 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条の四第一号の規定により次の型式検定合格証の効力を失わせたので、機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）第十五条规定に基づき告示する。

平成二十一年六月十八日 厚生労働大臣 外套要一

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付

けの利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百三十号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十二条の三十第三項及び第四項並びに第三十二条の三十四第四項の規定に基づき、厚生労

働大臣が定める三种病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月十八日 厚生労働大臣 外套要一

この表を次のように改める。

○農林水産省告示第八百二十一号

五年式検定合格証の効力を失わせた年月日 平成二十一年六月八日 成

○農林水産省告示第八百二十一号

五年式検定合格証の効力を失わせた年月日 平成二十一年六月十八日

○農林水産省告示第八百二十一号

五年式検定合格証の効力を失わせた年月日 平成二十一年六月十八日